

富山大学大学院修士課程の修了要件における入学前既修得単位による  
在学期間の短縮に関する規則

令和8年2月9日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、富山大学大学院学則第37条の4の規定に基づき、学生が本学大学院に入学する前に国内外の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）（以下「既修得単位」という。）を修士課程（以下博士前期課程を含む。）の修了の要件となる単位として認める場合であって、当該単位の認定により本学大学院の修士課程の一部を履修したと認める場合の修了要件における在学期間の短縮に関し必要な事項を定める。

(在学したものとみなすことができる期間)

第2条 大学院学則第37条の4に規定する在学したものとみなすことができる期間は、修士課程の修了の要件となる単位として認められた単位数等を勘案の上、1年又は6か月間とする。

(申請手続き)

第3条 在学期間の短縮を希望する学生は、在学期間短縮申請書により入学時に所属する研究科長又は学環長（以下「研究科長等」という。）宛てに以下の書類を添えて申請しなければならない。

(1) 在学期間短縮申請書

(2) 既修得単位を含む成績証明書

(3) 既修得単位が令和4年4月以降に本学大学院で修得したものではない場合、当該既修得単位に係る授業科目の内容を記載した書類（カリキュラム、シラバス等）

2 前項の申請書を受理した研究科長等は、修士課程の修了の要件となる単位として認められた単位数や研究指導に必要とする期間などを慎重に判断し、申請書を受理した日から原則として一月以内にその結果を当該学生に通知する。

(履修の特例)

第4条 前条により在学期間の短縮を認められた学生は、授業の配当年次を前倒しして履修することができるものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、令和8年度入学者から適用する。